2.　排出ガス量の算定

2.1　CS試験における排出ガス量の算定

1.1で測定された各排出ガスモード法における走行前後の電気量収支と排出ガス成分ごとの排出量により、別紙10の5.に規定する補正計算式を用いての電気量収支ゼロ状態の排出量（JC08H_{CS}及びJC08C_{CS}）を算定すること。

2.2　CD試験における排出ガス量の算定

1.2で採取又は測定された各成分の排出量（JC08C_{CD}）を、別紙8に規定する計算式により算定すること。

3.　補正排出量の算定

2.1による排出量（JC08H_{CS}）をJC08Hモード法の補正排出量とし、2.1による排出量（JC08C_{CS}）又は2.2による排出量（JC08C_{CD}）のうちいずれか大きい方の排出量をJC08Cモード法の補正排出量とする。

別添四十八Ⅲ・11・5(1)中「実施する。」の下に「ただし、別添42に定める電気式プラグインハイブリッド自動車のJC08Cモード法及びJC08Hモード法の排出ガス試験にあっては、別添42に定めるCS試験を実施するものとする。」を、「なお」の下に「、いずれの試験においても」を加える。

別添四十九8・5・2・1中「運転する。」の下に「なお、別添42に定める電気式プラグインハイブリッド自動車にあっては、外部充電による電力を用いないで運転を行うものとする。」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月三十日　　国土交通大臣　金子　一義

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

136　細目告示第四十一条第一項第三号、第七号及び第十一号に掲げる自動車であって平成二十一年七月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第八百二十三号）による改正前の細目告示別添四十二の基準に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月三十日　　国土交通大臣　金子　一義

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4947号	救命浮環	ＳＢ―25Ｎ　型	日本救命器具株式会社	東京都江東区佐賀１丁目１番４号
第4948号	〃	ＳＢ―40Ｎ　型	〃	〃

人事異動

内　閣

（総務省政策統括官（情報通信担当））総務事務官　原　正之

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（七月十四日）

内閣官房副長官補　福田　進

内閣官房安心社会実現会議事務局長代理を免ずる

（財務省理財局次長）財務事務官　向井　治紀

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））内閣事務官　向井　治紀

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）に併任する

（内閣府政策統括官（経済財政運営担当））内閣府事務官　山崎　史郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房安心社会実現会議事務局次長を免ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　久貝　卓

内閣官房安心社会実現会議事務局次長を免ずる

（財務省理財局次長）財務事務官　向井　治紀

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））内閣事務官　向井　治紀

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　冨永　哲夫

内閣官房安心社会実現会議事務局参事官を免ずる

（以上七月二十一日）

（国土交通省政策統括官（併危機管理室長））国土交通事務官　井手　憲文

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房総合海洋政策本部事務局長を命ずる

（国土交通省住宅局長）同　和泉　洋人

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房地域活性化統合事務局長を命ずる

（厚生労働省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭局担当））

厚生労働事務官　香取　照幸

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））内閣事務官　香取　照幸

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））同　大庭　靖雄

国土交通省に出向させる

内閣官房総合海洋政策本部事務局長を免ずる

（同）同　中島　正弘

国土交通省に出向させる

内閣官房地域活性化統合事務局長を免ずる

（厚生労働省年金局年金課長）

厚生労働事務官　塚本　力

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（厚生労働省大臣官房付）同　鎌田　光明

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（同）同　田原　孝明

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　髙橋　一郎

（同）国土交通技官　高村　義晴

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房地域活性化統合事務局参事官を命ずる

（各通）

（国土交通省政策統括官付参事官）国土交通事務官　鵜沢　哲也

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる

（厚生労働省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭局担当））

厚生労働事務官　香取　照幸

（厚生労働省大臣官房付）同　伊原　和人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（各通）